

第1章 緑の基本計画の位置づけと役割

1 あま市緑の基本計画とは

(1) あま市緑の基本計画とは

あま市緑の基本計画（以下、「本計画」という。）とは、都市緑地法第4条に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、「第2次あま市総合計画」や「あま市都市計画マスタープラン」、愛知県が定める「愛知県広域緑地計画」に即して定めるものです。

(2) 本計画策定の目的

本計画は、あま市（以下、「本市」という。）の緑に関する社会情勢の変化に柔軟に対応した、緑の都市づくりの指針として定めるものです。

緑の基本計画（現行計画）の策定

本市では、これまで策定された緑の基本計画に基づき、都市公園や街路樹の整備・管理等の緑に関する様々な取組みを実施し、緑の都市づくりを推進してきました。

現行計画策定後の約25年間で変化した、本市の緑を取り巻く社会経済情勢

現行計画が策定されてからの約25年間で、本市の緑を取り巻く社会経済情勢が変化しています。

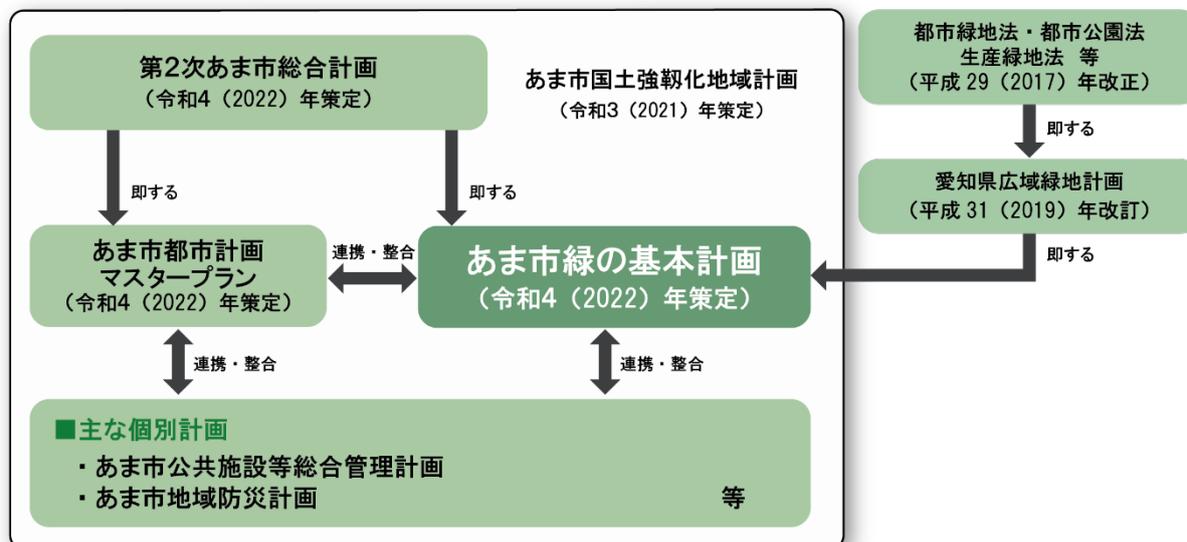
- ・人口減少、超高齢社会の進展
 - ・都市公園等の公園施設に関する維持管理費の増大
 - ・大規模自然災害に対する意識の高まり
 - ・多様化するライフスタイルと市民ニーズの変化
 - ・都市緑地法、都市公園法、生産緑地法等の緑に関する法律の改正（平成29（2017）年7月改正）
 - ・グリーンインフラに関する取組みの推進
 - ・愛知県広域緑地計画の改訂（平成31（2019）年3月）
- 等

変化する社会経済情勢等に対応した、新たなあま市緑の基本計画の策定

上記の社会経済情勢等の変化に柔軟に対応した緑の都市づくりへと転換するとともに、地球環境やSDGs等も考慮した緑の都市づくりの指針として、本計画を策定します。

(3) 位置づけ

本市の最上位計画である「第2次あま市総合計画」や個別計画と本計画の関係は、下図のとおりです。



2 目標年次と対象区域

(1) 目標年次

本計画は、あま市都市計画マスタープランとの整合を図り、基準年次を令和4（2022）年とし、10年後の令和14（2032）年を目標年次とします。

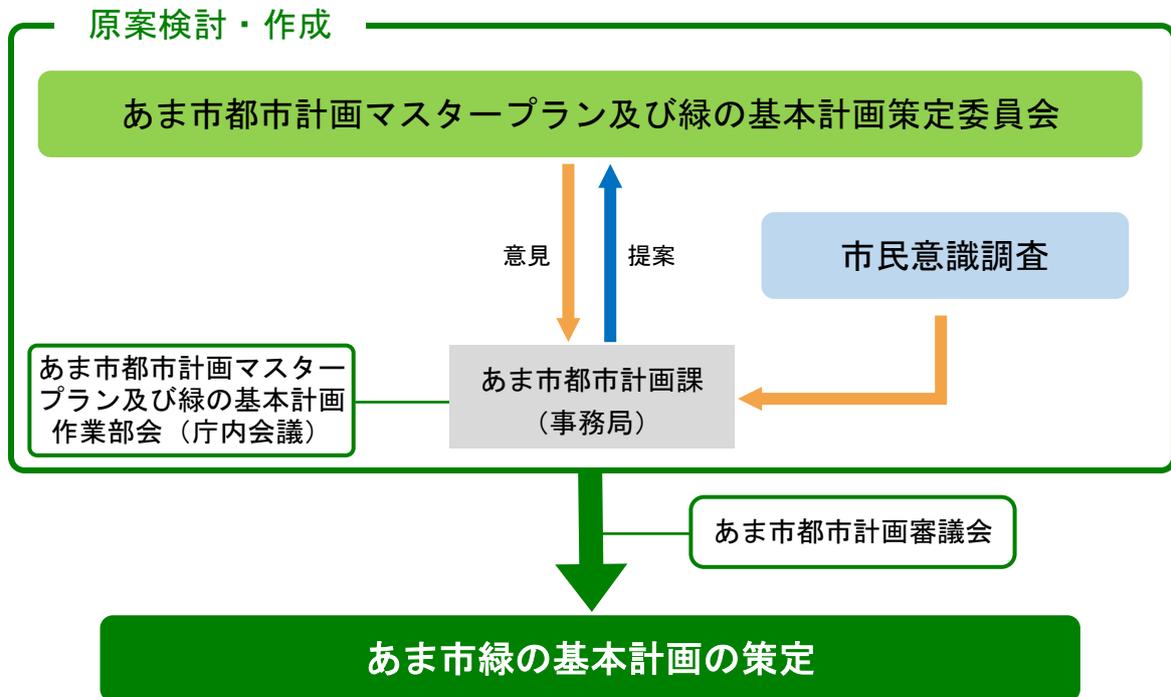
また、社会経済情勢の変化や総合計画等との整合を図るため、概ね5年後の令和9（2027）年を中間年次とし、必要に応じて計画の見直し・検証を行います。

(2) 対象区域

本計画は、本市全域（都市計画区域）約2,749haを計画対象区域とします。また、本計画の推進にあたっては、本市のみならず、隣接市町も含めた広域的な交流・連携についても考慮します。

3 策定体制

本計画の策定にあたっては、市民や地元関係団体等から構成される「あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会」、市民意識調査を通して、市民の意見を十分に反映しつつ策定します。



4 対象とする緑とその役割

(1) 計画における「緑」

本計画では、公園や緑地、街路樹、広場等のオープンスペース、河川等の水辺空間、学校等の公共施設の緑地、社寺林や農地等の民有緑地等、都市の緑に関する空間全体を「緑」として扱います。



森ヶ丘公園



リバーサイドガーデン



蟹江川



甚目寺東小学校



社寺林：八剱社



農地

(2) 緑が持つ主な機能

緑が持つ主な機能は、以下のとおりです。

環境保全機能

生物多様性維持、都市気象や騒音・振動の緩和、大気汚染の浄化 等

レクリエーション機能

休養や遊戯、散策等の余暇空間の確保 等

防災機能

避難地・避難路、防風・延焼防止、騒音防止、緩衝緑地 等

景観形成機能

美しい都市景観・自然景観の創出、個性と魅力ある地域づくり 等